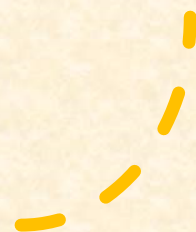


退教互の 説明③

・療養給付 1



①これから療養給付の説明を始めます。

療養給付- 1

1 給付の対象

2 給付額の計算方法



①ここでは、給付の対象、給付額の計算方法について説明します。

療養給付- 1

療養給付の対象

保険診療による自己負担額

詳細は「新たな出発に向けて」7ページ



①療養給付の対象になる医療費は、保険診療による自己負担額です。

②「退教互の説明④」でもお話しします。
詳しくは「新たな出発に向けて」の7ページをお読みください。

療養給付- 1

給付額の計算

受診者ごと、

受診月ごと、

入院・外来ごとの

$(1\text{カ月の自己負担額合計}① - 2,000\text{円}) \times 0.6 = \text{給付額}②$

↓
年齢別の給付限度額まで③

月ごとに給付限度額があります

①給付額の計算方法です。

②受診者ごと、受診月ごと、入院・外来ごとに合計をします。

③合計額から2,000円を控除した額の6割が給付額です。

④ただし、年齢別に1か月の給付限度額がありますのでご注意ください。

療養給付- 1

給付限度額

70歳未満の方

月額	入院	45,000円 (4回目以降*	25,000円)
	外来	45,000円 (4回目以降*	25,000円)

* 過去12ヶ月以内に、3回以上給付限度額に達した場合、4回目以降の給付限度額は25,000円

70歳以上の方

月額	入院	25,000円	外来	6,000円
----	----	---------	----	--------



①毎月の給付額には、年齢ごとの給付限度額があります。

②70歳未満の方は、入院・外来ともに45,000円。

4回目以降は25,000円になります。

③70歳以上の方は、入院が25,000円、外来が6,000円です。

限度額は、給付の公平性を保つためのものですので、組合員の皆様のご理解をお願いいたします。

療養給付- 1

【計算例】 70歳未満の場合①

【医療機関】 【入院・外来別】 【自己負担額】

A医院 外来 500円

B薬局 外来 460円

C病院 外来 3,000円

【給付額】

$$\{ (500 + 460 + 3,000) - 2,000 \} \times 0.6 = 1,176円$$



①70歳未満の方を例に計算をしてみましょう。

②A医院の外来で500円を支払いました。

③処方箋が出たので、B薬局で薬を受け取り、460円を支払いました。

④同じ月にC病院を受診し、外来で3,000円を支払いました。

⑤計算はここにあるように、まず3つの支払いを合計します。

そこから2,000円を引くと1960円になりますから、その6割で1,176円が給付額になります。

療養給付- 1

【計算例】 70歳未満の場合②

【医療機関】 【入院・外来別】 【自己負担額】

C病院

入院

90,000円

【給付額】

$(90,000 - 2,000) \times 0.6 = 52,800 \Rightarrow 45,000$ 円

(給付限度額のため)



①同じ月にこの方は、C病院に入院し、自己負担額90,000円を支払いました。

②外来と同じように、2,000円を引いた6割が給付額になります。
ただし、給付限度額があるため、実際の給付額は45,000円になります。

療養給付- 1

【計算例】 70歳未満の場合③

給付額合計

【給付額合計】

(外来) 1,176円 + (入院)45,000円 = 46,176円



①外来・薬局と入院をあわせて、46,176円が給付されます。

ご視聴ありがとうございました

